

Ⅲ章 基本理念・基本目標・施策の推進

1 基本理念

多くの住民は、誰もが住み慣れたそれぞれの家庭・地域で、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず社会参加でき、その人らしく、いきいきと豊かで自立した生活を送ることができる社会（地域共生社会）を望んでいます。

地域福祉計画をはじめ、本計画書を構成する各計画は、住民一人ひとりはもちろんのこと、地域内の各種関係団体、ボランティア（個人・グループ）や福祉サービス事業者、地元企業などとの協働により、地域共生社会の実現を目指して策定するものです。

町総合計画の基本計画においても、基本目標施策「いつまでも住み続けたい町『くっちゃん』」の中で個別目標施策「健康で笑顔があふれるまちにする」「安心して子育て子育てができるまちにする」「誰もが長く働き続けられるまちにする」を目指すことが掲げられており、本計画書の方向性と軌を一にするものです。

地域共生社会を実現するためには、地域生活課題を抱えた人の困りごとに気づき、適切な支援へつなぎ、一人ひとりの権利が守られ、人材や組織を育て、住民が支えあう地域、すなわち「地域共生力」の高い地域を創造することが不可欠であり、これは本町の福祉が目指す姿でもあります。

これまでに検討・論議のうえ策定整理したとおり、地域福祉を取り巻く課題は近年ますます多様化しており、自分だけで解決できない地域生活課題を抱えている人や、世帯単位で複合的な課題を有しているケースは、本町の各種福祉相談窓口においても散見されるところです。しかし、そうした状態にあるとしても、一方的に福祉サービスなど支援の「受け手」として固定されるものではありません。

たとえば経験に基づく助言を提供する、穏やかに人の話を受け止めるといったことを通じて、地域福祉の「支え手」となることは十分に可能です。また、そうした関わりが難しい重い認知症の人や重度障がいのある人であっても、その人の周りに地域生活の輪が広がり、人と人のつながりを生み出していることは、地域福祉が人々の連携、協働を基調としている点を考えると、非常に意義深いことです。

本計画書の対象を「すべての人々」としたことは、このように支援の「受け手」と「支え手」が時に入れ替わりながら、対等な立場で協働して地域福祉活動に関わる考え方を表したものです。

そして、「地域共生力」の高い地域づくりを目指していくためには、住民一人ひとりが、単に「支え手」と「受け手」として位置付けられるのではなく、時に必要な支援を得ながらであっても、自身の力を発揮していきいきと自分らしくあること、すなわち「きらめく（煌く）」ことが重要です。

以上を踏まえ、本計画書を全体として貫く基本理念を次のとおり定めます。

わたしたち一人ひとりがきらめき（煌き） 暮らせる共生のまち くっちゃん

まち並みや地域が美しくなるには、そこに住み生活する人々の心の美しさが欠かせません。一人ひとりが「きらめき（煌き）」には「まばゆく輝く」「きらきら光る」「いきいきとして明るさがあふれる」といった意味があります。

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、その人らしく社会との接点を持ちながら暮らすことができるとき、人はいきいきときらめき（煌き）ます。そして、地域福祉活動が活発な「地域共生力」の高い地域は、支援の有無にかかわらず、すべての人がきらめく（煌く）ことのできる地域です。

このように、「ひとりがきらめき、まちがキラメキ、地域が煌く（きらめく）」くっちゃんを目指して、本計画書では「きらめき（煌き）」という言葉を理念にしました。

2 基本目標

一人ひとりがきらめき（煌き）暮らせる共生のまちづくりを推進するためには、町、町社協の取り組みだけでなく、地域住民や地域内の各種関係団体、ボランティア（個人・グループ）や福祉サービス事業者、地元企業などが、それぞれ主体的に地域福祉活動へ参画することが求められます。

また、本計画書は地域福祉計画を含む5つの計画で構成されていることから、基本理念の実現に向け、それぞれの計画で共有すべき方向性を示す必要があります。

こうしたことを踏まえ、本計画書における基本目標を次のとおり定めます。

基本目標 1

気づく ～悩みやSOSに気づくことができる地域づくり～

地域のなかには、生活上の深刻な悩みを抱える人や、経済的困窮などで助けを求めている人がいます。助けのSOSサインは、多様化して、声を発する人、自分の殻で黙ってしまう人、いずれもSOSサインとなります。悩みごとの特性上、自ら困りごとを周囲に伝えることが難しかったり、誰に相談したらよいかわからないなどの理由があって、外に発信されないSOSサインは、特に周りから気づかれにくく、孤立化しているものです。悩みを抱え助けを求めている人が“声”を発しやすく、地域住民や職場同僚などが、そのSOSに気づくこと、気づかされることのできる地域づくりを目指します。

基本目標 2

つなぐ ～くらしの困りごとを適切な支援へ

つなげる地域づくり～

深刻な悩みやSOSは、周囲の気づいた人が話を聞くことで落ち着きを取り戻せるケースも多くみられますが、他方で適切な相談機関や支援機関へつなげることによって根本的に状況を改善していくことも重要です。そこで、経済的な困窮や判断力の低下といった生活上の困難が生じた場合でも、適切な相談機関などの支援につなげることができる地域づくりを目指します。

基本目標 3

護る ～一人ひとりの安全と権利が守られる地域づくり～

誰しものが人として尊重され権利が守られて暮らすことができる地域は、誰しものが安心して暮らすことのできる地域であるといえます。そこで、判断力の低下や生活の困窮などに対して、生存権や自由権といった基本的人権が守られる地域づくりを目指します。

基本目標 4

育てる ～人材、組織、意識を育てる地域づくり～

地域共生社会を実現するためには、住民はもちろんのこと、福祉活動団体や地元企業などが協働して地域福祉活動をより良いものにすることが重要です。そこで、地域福祉への意識を醸成し、人材を育成するとともに、ボランティア組織等を育てる地域づくりを目指します。

基本目標 5

支えあう ～すべての人の主体的な参加により

支えあう地域づくり～

地域福祉が目指すものは、すべての人が相互に支えあい、一人ひとりがきらめき（煌き）、安心して力を発揮することができる地域の創造です。そこで、すべての人が地域における福祉課題を共有し、主体的に解決に向けて取り組むことができる、「地域共生力」の高い地域づくりを目指します。

3 施策の推進の基本的な考え方

ここまで整理した基本理念、基本目標は、本計画書を構成する5つの計画（表紙裏面に掲載）における取り組みの基礎となるものですが、こうした方向性がそれぞれの計画で具現化されることが重要です。そのため、とりわけ複数の基本目標が連動することを念頭に置き、各計画における施策の推進の基本的な考え方を次のとおり定めます。

（地域福祉計画）

一人ひとりが生きがいを持ち、安心して、きらめく力を発揮することができる、地域共生力の高い支えあいの地域づくりを目指し、地域福祉活動の活性化や、総合的・横断的に取り組むべき相談体制の構築などを推進します。

（地域福祉実践計画）

個々のきらめく力を具現化する権利擁護を含む地域福祉活動への意識を醸成し、地域福祉人材や組織を育てる地域づくりを目指し、交流、つながりの創造や地域の支えあい活動の充実などを推進します。

（自殺対策計画）

地域住民や職場同僚などが、深刻な悩みやSOSを抱える身近な人からのサインに気づき、適切な支援へつなげることができる地域づくりを目指します。

（成年後見促進計画）

障がいや加齢による判断力の低下などがあっても、適切に成年後見制度などへつなぎ、一人の人間として人格と権利が守られる地域づくりを目指します。

（困窮者支援計画）

広義な困窮には、物心両面にすそ野の広がりがありますが、ここでは、経済的な困窮など生活上の困難が生じた場合でも適切な支援へつながり、日々の暮らしが守られる地域づくりを目指します。

4 本計画書における取り組みと数値等目標について

本計画書を構成する各計画の数値等目標には、次の特徴があります。

- ① 目標の達成を、計画年次における「現状」、「中間」、「最終」の時点で把握します。
なお、原則として「現状」は令和2年（2020年）度、「中間」は令和6年（2024年）度、「最終」は令和8年（2026年）度を指します。ただし、数値等の把握が可能な取り組みについては、各年度の実績も把握することとします。
- ② 目標数値の定めは「単年」（当該年度のみの数値）と「累計」（当該年度までの積み上げ）に分かれます。また、実数と延べ数も混在するため、該当する目標には把握する数値の特性を示しています。
- ③ 進捗把握年度において数値等の把握が不可能な目標などについては、当該年度の目標を「―」としています。
- ④ それぞれの取り組みに対して、主に所管する部署または進捗を取りまとめる部署を掲載しています。ただし、第4期地域福祉実践計画については、町社協が策定する計画であり、推進主体は町社協となることから、部署の表示はしていません。

